上板町危険ブロック塀安全対策支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南海トラフ巨大地震等によるブロック塀等の倒壊による被害や避難 時等の通行の妨げとなることを防止するとともに、上板町民の安全・安心を確保すること を目的とし、避難路沿道等に面した危険性の高いブロック塀等の撤去等を実施する上板 町民に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その 交付については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ブロック塀等

補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック造, れんが造, 石造その他の 組積造による塀をいう。

(2) 避難路沿道等

避難路の沿道又は避難所等に隣接する敷地をいう。

(3) 避難路

上板町耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。

(4) 避難所

上板町地域防災計画に位置付けた避難所をいう。

(5) 施工業者等

上板町内に本店を有するもので(個人事業者を含む。),次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。

- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた建設業者
- ロ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)第2 1条第1項の登録を受けた解体工事業者
- (6) 一団の土地

同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(事業対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の対象者は,別表1 又は別表2の用件を満たす上板町内に存する危険性の高いブロック塀等の所有者若しく は管理者であり,上板町における町税等(町税,介護保険料,水道料金,町の各種公共施 設使用料等,町又は関係機関への納入を要するもの。)の滞納がない者とする。 ただし,ブロック塀等の所有者と,配偶者若しくは親子関係にある者等で,町長が特に 認めるものについては,この限りでない。

- 2 次に各号の一に該当する者は、前項にかかわらずこの要綱の補助対象外とする。
- (1) 国及び地方公共団体その他公共団体
- (2) 補助対象に要する経費の全部又は一部について、この要綱以外に補助を受けようとする者又は受けた者
- (3) その他町長が補助金の交付を不適当と認める者

(事業対象のブロック塀等)

- 第4条 補助事業の対象となるブロック塀等,補助要件,経費,補助金額及び補助限度額は, それぞれ別表3に定めるところによる。
- 2 前項の補助対象ブロック塀等は、上板町内に存するもので、過去にこの要綱に基づく補助金を受けていない一団の土地に限る。ただし、町長が補助対象者に特にやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助事業に対する補助金の額は、一団の土地につき別表第3に定める額以内とし、 補助限度額を限度とする。ただし、一団の土地あたりの補助金の額に1,000円未満の 端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び決定等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に別表4に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。
- 2 前項の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63 年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及 び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額 が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 町長は第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、通知するものとする。
- 4 町長は前項の審査の際、必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、補助金の交付決定通知後に行わなければならない。ただし、町 長が特にやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

(変更又は中止の承認の申請等)

- 第8条 申請者は,第6条の補助金の交付決定を受けた後,補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)又は補助事業の中止をしようとするときは,別表4に掲げる書類を町長に提出しなければならない。
- 2 補助事業の内容の変更により補助対象経費が増額となっても、第6条の通知に記載された額(以下、「交付決定額」という。)は増額しないものとする。

(変更又は中止の承認)

第9条 町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第10条 軽微な変更は、補助対象経費等の額の算定に関わる重要な変更が行われない場合で、交付決定額に変更を生じないものとする。

(事業が期間内に完了しない場合の報告)

第11条 申請者は、補助金の交付決定のあった年度の2月末日までに事業が完了しないときは、別表4に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

- 第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、別表4に掲げる書類を補助事業の完了の 日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項による交付申請をした申請者は、前条による書類を提出する前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっている場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額を補助金から減額するよう手続を行うものとする。

(額の確定)

第13条 町長は,第11条の完了実績報告書を受理したときは,報告書の内容を審査し, 適当と認めたものについて補助金の額を確定し,申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は,前条の額の確定通知を受けた後,補助金の交付を受けようとするときは,別表4に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の受領を施工業者等に委任(以下「受領委任」という。)するときは、 別表4に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第15条 町長は、申請者に対して前条による提出書類を受理した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 受領委任により補助金を支払ったときは、申請者に補助金を支払ったものとみなす。

(書類の保管等)

- 第16条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。
- 2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了 後5年間保管しなければならない。

(補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告)

- 第17条 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に 係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別表4に掲げる書類により速やかに町長 に報告しなければならない。
- 2 町長は,前項の報告があった場合で,補助金返還に相当する場合は,当該消費税等仕入 控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。